

**新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業**  
**(冬期集落安全・安心確保対策事業（ハード））実施要領**

平成 31 年 4 月 10 日制定

**第 1 趣旨**

「新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業」のうち「冬期集落安全・安心確保対策事業（ハード）」の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付要綱に定めるもののほかに、この要領に定めるところによる。

**第 2 実施方針**

冬期間の集落における安全・安心な生活を確保するため、集落の実情や社会情勢の変化等に的確に対応したきめ細かな対策を計画的かつ総合的に推進することを目的として実施するものとする。

**第 3 事業実施対象地域等**

事業実施対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定により特別豪雪地帯に指定された地域とする。

**第 4 事業実施主体**

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯の市町村とする。

**第 5 事業内容**

対象となる事業は、克雪コミュニティによる家屋周辺等の除雪や地域内の歩道等を除雪するために必要な小型除雪機等の配備とする。

**第 6 助成**

- (1) 県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。
- (2) 本事業の実施期間は、原則として 1 年とする。

**第 7 その他**

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによる。

**附則**

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 10 日から実施する。